長泉町立小中学校英語指導助手派遣業務仕様書

派遣先及び派遣元は、英語指導助手派遣業務履行に際し、別紙「派遣業務契約書」に定めるものの他、本「長泉町立小中学校英語指導助手派遣業務仕様書」に従うものとする。

第１条　派遣先は、別紙「派遣業務契約書」に定める業務のうち、英語指導助手（以下、ＡＬＴという。）による指導助手業務、及びＡＬＴの派遣業務に関し、以下のとおりその細目を定めるものとする。

第２条　ＡＬＴによる指導助手業務の内容及びＡＬＴの派遣業務に係るＡＬＴの派遣期間、派遣日数、派遣時間、派遣場所、派遣人数は次のとおりとする。

１　ＡＬＴによる指導助手派遣業務の内容

⑴　外国語・外国語活動並びに小学校低学年及び特別支援学級における英語を活用した授業（以下、「英語授業」という。）における派遣先の年間指導計画、学習指導案、授業設計等作成時の派遣先への情報提供及び企画提案

⑵　小学校及び中学校における英語授業において、ウォーミングアップ、プレゼンテーション、ドリル、プラクティス、プロダクション及びアセスメントを行うこと。

⑶　小学校及び中学校における英語授業において使用する教材研究、教材作成及び教材の提供

⑷　異文化理解のためのレクチャー

⑸　英語力測定テストの実施、採点及び提出

⑹　スピーチコンテストへの参加

⑺　勤務時間内のクラブ活動及び部活動への参加

⑻　学校が主催する文化祭、体育祭等への参加

⑼　学校が主催する遠足への参加（ただし、参加に係る旅費は派遣元負担）

⑽　授業の反省・分析・評価への参加、情報提供及び学習指導に関するノウハウの提供

⑾　中学校英語科教諭及び小学校教諭に対する語学研修

⑿　派遣先の依頼する研究会、研修会、会議及び会合への参加

⒀　派遣先への月例業務実施報告書の作成提出

⒁　その他派遣先と派遣元が合意した業務

２　ＡＬＴの派遣期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日までとする。

３　ＡＬＴの派遣日数及び派遣時間

⑴　派遣日数は年間200日とし、原則として月曜日から金曜日までとし（国民の祝日を除く）、派遣時間は、一日のうち午前８時00分から午後４時00分の間（学校の教育活動時間内）とする。

⑵　派遣先の各学校における配置日及び配置時間は、派遣先と派遣元との調整のうえ、派遣先から派遣元に通知される。また、派遣先は派遣元に依頼して、予定した配置日及び配置時間を変更することができる。

⑶　派遣先が、本項第１号及び第２号で予定した配置日、配置時間以外に第１項のＡＬＴによる指導助手業務を派遣元に追加依頼する場合は、派遣元は追加派遣料によりこれを実施するか、または追加派遣日、追加派遣時間の分を予定された総派遣日、総時間数の中で調整するかは、派遣先と派遣元が協議・合意のうえ決定する。

⑷　配置したＡＬＴが体調不良等の理由により業務を実施できないときは、派遣元は、早急に代替のＡＬＴを配置する。ただし、派遣先と調整のうえ未実施分がＡＬＴ配置期間中の他日に変更できる場合はこの限りでない。

⑸　派遣先は、以下の期間はＡＬＴの配置業務を派遣元へ依頼しない。

学年始休業日、夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、学年末休業日

４　ＡＬＴの派遣場所及び派遣人数

ＡＬＴの派遣場所及び派遣人数は下記表のとおりとする。

学　校　名	所　在　地	派遣人数
長泉小学校	長泉町中土狩872-2	６名
南 小 学 校	長泉町竹原100	
北 小 学 校	長泉町下長窪1060	
長泉中学校	長泉町下土狩777	
北 中 学 校	長泉町納米里333-3	

全体６名の派遣校及び担当学年については下記①～⑥のとおりとする。

①　長泉小学校（４～６年生）

②　町立小学校３校（１～３年生）及び長泉小学校（特別支援学級）

③　南小学校（４～６年生・特別支援学級）

④　北小学校（４～６年生）

⑤　長泉中学校（１～３年生・特別支援学級）

⑥　北中学校（１～３年生・特別支援学級）及び北小学校（特別支援学級）

５　ＡＬＴの変更

⑴　ＡＬＴが日本の法令に違反した場合や、児童生徒、教職員、教育委員会との関係が円滑にいかない場合は、派遣元は適宜指導を行い、状況改善を図るものとし、指導を実施しても改善の見込みがない場合は、派遣先と協議の上、ＡＬＴを変更するものとする。その際の経費は派遣元の負担とする。

⑵　欠員が生じた場合は速やかに後任ＡＬＴを派遣すること。後任ＡＬＴが決定するまでは代替講師を派遣し、授業に影響がないよう努めること。後任ＡＬＴが決定した際には配置前研修や、引き継ぎ研修を行うこと。

第３条　派遣先は、小学校または中学校における英語授業を実施するにあたり、授業担当教師が作成する授業設計を、英語授業を開始する前に派遣元に通知する。また、派遣先が英語授業を実施している最中に予定した授業設計を変更する場合は、その旨を派遣元に通知する。

第４条　派遣元が配置するＡＬＴの要件は、次に掲げるすべての要件を備えた者とする。ただし、ＡＬＴの急な退職時の補充等のため、派遣先の了承を得た上で一時的に派遣する者を除く。

⑴　学士号以上の学位を有する、英語を公用語とする者、又はそれと同等である者

かつ英語の指導ができる者

⑵　業務の遂行に必要なビザを取得している者で、刑事上の有罪判決（執行猶予中を含む）を受けていないこと。

⑶　日本の教育環境を十分に理解し、積極的に児童等と交流し、熱意をもって指導にあたることができる者

⑷　他の教員と日本語でのコミュニケーションを取ることができ、授業の打ち合わせができる者

⑸　令和８年12月25日に施行される、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者でない者

⑹　その他派遣先と派遣元が同意する事柄

第５条　本仕様書に定めのない事項や本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、派遣先と派遣元とで協議の上、定めるものとする。